

戦後日本における「戦争・植民地支配の記憶」論への予備的考察：冷戦開始時・終結時の草の根分析

大和, 裕美子
九州大学大学院比較社会文化学府：博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/20624>

出版情報：地域健康文化学論輯. 2, pp.45-54, 2010-03-31. Japan Institute for Community, Health, and Culture
バージョン：
権利関係：

戦後日本における「戦争・植民地支配の記憶」論への予備的考察

—冷戦開始・終結時の草の根分析—

大和 裕美子

1 はじめに

本稿の目的は、日本における「戦争・植民地支配の記憶」論の傾向を描出しながら、同論をさらに深化させる視点と方法を提起することにある。ともすれば、感情論や一定の政治的メッセージを発するものとなりがちなテーマであるが、本稿ではあくまで学術的な視点から、理論と実証とを往復させることによって、「戦争・植民地支配の記憶」論の精緻化を試みるための予備的な考察を展開するものである。

近年「記憶ブーム」と呼ばれるほどに、「記憶」をテーマとする研究が世界的に盛んになって久しい。ここ二〇、三〇年間のあいだに歴史学・社会学・国際関係論・哲学・政治学・倫理学・教育学・文化人類学・文学などじつに多岐にわたる分野で成果が積み上げられてきた。エヤル・ベン-アリは、現代世界で広範囲にわたって「記憶ブーム」が生じている理由を、先進諸国における「アイデンティティ危機」と「アイデンティティ政治」の登場、さらには過去の戦争や大規模紛争の恐怖に対する今日の関心によるものと説明する¹。世界各地で1990年代に生じた「記憶のうねり」の中心的な関心の的は、第二次世界大戦をめぐるものであったが²、日本においても例外ではなく、とりわけ戦後五十周年には多くの著作が出版された。

以下ではまず、日本の戦争の記憶論が「国民国家批判」と「戦争・植民地支配責任」との関連で論じられる傾向を指摘し整理する。つぎに戦後日本の戦争・植民地支配の記憶が、国際要因に多大な影響をうけ、なかでも冷戦がその開始と終結の双方の局面で、「戦争・植民地支配の記憶」に大きく作用したことを言及する。だが、国際要因＝「外から」の作用だけではなく、「下から」＝草の根の作用が加わってはじめて、「戦争・植民地支配の記憶」は形成・変容するのであれば、「外から」の作用を指摘するにとどまらず、その作用をうけた草の根に分け入りながら分析する必要があると主張する。そして「戦争・植民地支配責任」・「戦争・植民地支配の記憶」が論壇上のみでなく、実際の現在の問題として存在することに鑑み、先行研究での議論と実証分析を交差させ考察することで、「戦争・植民地支配の記憶」論の深化への一助となると述べる。最後に記憶の「現在の立場から過去を再構成し、未来にむけた行為を意味づける作用」³という性質をふまえ、草の根における現在進行的な動きもフォローすべきことを論じ、戦後日本における「戦争・植民地支配の記憶」論への予備的考察としたい。

2 「戦争・植民地支配の記憶」論

(1) 「国民国家批判」・「歴史主体論争」との関連

日本における「戦争の記憶」といった場合、とりわけアジア・太平洋戦争に焦点が当てられてきた。戦争の記憶をめぐる文脈で議論されるのが、「国民国家（批判）論」である。たとえば谷川稔は「日本での「記憶」概念の理解は、1990年代における「戦争の記憶」論と「国民国家（批判）論」の隆盛を抜きには語れない」と主張する⁴。

同論との関連で論じられる「戦争の記憶」論は、つぎの二つの議論に大別される。ひとつは、「自国史」や「国民史」といったナショナル・ヒストリーを批判し、国家の枠を超えた歴史観を主張する議論である。「新しい歴史教科書をつくる会」の登場とその教科書が検定を通過したことを契機に、1990年代の議論は「つくる会」の主張に対抗するかたちで展開された。すなわち、日本国内のみで通用するような歴史観を乗り越え、戦争や植民地支配の責任を真摯に受けとめることの重要性や国家の枠にとらわれたナショナル・ヒストリーを越える必要性が強調された。たとえば1998年に出版された『ナショナル・ヒストリーを超えて』の冒頭には、「つくる会」を「自国中心的、自民族中心的な「歴史観」を主張し、「健全なナショナリズムの復権」の名のもとに、とりわけ90年代から入って活発化した元「従軍慰安婦」などアジア諸国の戦争被害者からの告発、問いかけに対してきわめて反動的な拒絶の態度を打ち出してきた」と批判し、「本書は、なによりもこうした新たな日本ナショナリズムの攻勢に対する批判の論集として編まれた」と記されている⁵。

また「戦争・植民地支配の記憶」論における「国民国家批判」論は、いわゆる「歴史主体論争」——「戦争・植民地支配責任」がある・ないという視点を超えて、責任を負うことを前提に、いかなる立場で負うべきかをめぐる議論——とも関連する。「歴史主体論争」は、加藤典洋の「敗戦後論」にたいして高橋哲哉が批判し、加藤がそれに反論するところから始まった⁶。加藤の主張は「つくる会」のメンバーとは異なり、アジアの死者にたいする哀悼・謝罪の必要性を前提とする⁷。にもかかわらず批判の対象となったのは、そのために日本の三百万の死者を悼むことを先においたうえで、その哀悼をつうじてアジアの二千万の死者への哀悼・謝罪にいたる道を主張した点にある。高橋哲哉のほかにも多くの論者が批判を寄せ、いまや「敗戦後論」に寄せられた批判を検証する研究もみられるほどに発展した。加藤への批判を五つのタイプに大別し、対立の焦点と様相を分析している伊東祐史によれば、五つの批判のうちの二つは、「国民国家批判」の文脈からの批判であった。謝罪のために「国民」「われわれ」という主体をたちあげる必要を解く加藤の主張に「なぜ「国民」「われわれ」という主体のたちあげを主張するのか」、「国家を背負うな」といった批判が集中したのであった⁸。

(2) 「戦争責任・植民地支配責任」との関連

以上のように、日本において「戦争の記憶」は「国民国家批判」との関連で論じられる傾向にあるが、「戦争の記憶」は戦争責任論とも大きくかかわる。戦争責任論というカテゴリーのなかに収めることも可能な議論が、記憶論としても繰り広げられているともいえよう。

とすれば、日本における「戦争の記憶」論を把握するには、戦争責任論とその動向も照らし合わせながら理解する必要があるのではないか。たとえば、戦後日本の戦争責任論を論じる文脈で記憶という概念を用いる石田雄は、三部から構成される著書『記憶と忘却の政

治学』の二部（「戦争責任論 50 年の変遷と今日的課題」）で、戦後日本における戦争責任論の変遷を包括的にフォローする。石田にとっての「記憶という行為は、現在の立場から過去を再構成し、そのことによって未来にむけた行為を意味づける作用を持って」おり、「その意味で記憶は過去と未来の間にある行動主体が、現在において行なう一意識しなくてもなされる一選択を伴う行為」である⁹。「過去の事実のある側面を忘却し、他の側面を想起するという両面性を持った記憶は、その時点における再構成によって過去を現在と結ぶ精神活動」であり、「その再構成が、現在の行動主体の未来にむけた志向という視点からなされるという意味で、現在と未来を結ぶ契機ともなる」¹⁰ものとして、記憶を理解する石田は、同書を『記憶と忘却の政治学』と題するように、「忘却の側面」を重視する。石田が「忘却の側面」を論じる必要性を強調する背景にも、「新しい歴史教科書をつくる会」などに代表される修正主義史観を擁護しようとする人たちが集合的記憶を操作しようとしている動きがひき起こした危機感¹¹があるようで、「汚辱の過去は忘却するという自己陶酔的な傾向が、地球的相互依存を深めている今日の世界の中で孤立を招く危険性がある」と警鐘を鳴らす¹¹。やはり「つくる会」の登場と彼らの持論が、日本における「戦争の記憶」論を活発化させ、「国民国家批判」や戦争責任論と関連することとなったといえよう。

さらに日本における「戦争の記憶」論にみられる特徴は、「戦争」だけではなく「植民地支配」を含んで議論される点にある。それは、アジアへの加害の側面の記憶を扱う議論においてとりわけ顕著である。いうまでもなく、戦争と植民地支配は必ずしも同時進行的に生じる事象ではないが、「日本の戦争責任のなかには、それに先立つ植民地化あるいは植民地支配の責任というものが含まれている」¹²ために、戦争責任論と関連する日本の「戦争の記憶」論もまた、「植民地支配の記憶」を含んで議論される場合が少なくないのである。

戦後長きにわたって、戦争責任論では開戦責任や敗戦責任が問題とされ、アジアへの視点は欠如する傾向にあった¹³。一部の知識人のみならず、草の根レベルにおいても加害者としての責任の視点が芽生え、市民運動などのかたちで実践化されるほどにある程度の広がりを見せるのは、1980年代後半から1990年代前半にかけてといつてよい¹⁴。その加害意識の高揚と「戦争の記憶」論の隆盛がほぼ同時期に生じたことや、「記憶」という概念が「記憶されたこと」だけでなく、「記憶されなかったこと」——すなわち、アジアへの加害責任の意識——を照らし出す効果をもたらした。結果日本において「戦争の記憶」が「植民地支配の記憶」と密接不可分に論じられることとなった。実際「戦争の記憶」「戦争責任」、あるいは「戦争観」といった概念を、1937年から1945年までの「戦争」に限定せずに、アジアにたいする植民地支配も含みながら用いる論者は少なくない。

（3）「外からの」作用としての冷戦

以上、世界的なブームである「記憶」をめぐる研究のなかでも、日本での研究の特徴や動向を中心に概観した。しかしながら「戦争・植民地支配責任」そして「戦争・植民地支配の記憶」めぐる諸問題は、観念や論壇のレベルのみに存在するわけではない。実際の問題として、政治・社会に横たわっており、さらにいえばハイ・ポリティクスのレベルのみならず草の根レベルにおいても存在し、「言葉の遊び」にとどまることなく、解決や克服に向けて取り組むべきテーマである¹⁵。

実際上の問題として存在する「戦争・植民地支配の記憶」に目を転じてみれば、国際要

因が記憶の形成や変容に及ぼした影響は多大である。なかでも冷戦はその開始と終結の双方の局面で大きく作用した。吉田裕は開始時に戦後の日本人の戦争観を直接的に規定した要因に、冷戦によるアメリカの対日占領政策の転換とアジアを無視した戦後処理が行われたことの二つを指摘する¹⁶。日本による戦争の被害者であるアジアが、戦後処理の過程で不在であったのは、国民国家形成途上であったアジア諸国の政権が日本からの経済援助を獲得するために国内の対日批判を抑制したことに加えて、日本の経済復興を重視するアメリカの主導のもとで戦後処理が行われたこと、またアメリカのかつての同盟国であった中国で社会主義政権が誕生したことで関係が逆転したことなど、冷戦が背景にあった¹⁷。結果、アジアにたいする加害者としての視点が欠落し、被害者意識が日本人の戦争観のなかで支配的な位置をしめることとなった¹⁸。

冷戦体制をはじめとする当時の国際環境によって規定された戦後の日本人の戦争観は、1980年代末から1990年代にかけて、国際環境に大きな変動が生じ、上記の諸要因が変化する。すなわち冷戦の終結、アジア諸国が開発独裁型軍事政権から民主化し、経済的に成長し、国際的発言権が増大してくる。そして、日本人が自己を被害者として位置づけることで忘却されてきた「戦争・植民地支配の記憶」の問題が浮上することとなったのである¹⁹。

3 草の根における「戦争・植民地支配の記憶」

(1) 「草の根から」の作用

以上のように日本の「戦争・植民地支配の記憶」は、国際要因の影響をうけて形成・変化されてきたが、なかでも冷戦の影響は強大であった。しかしながら記憶の形成や変化はキャロル・グラックが強調するように、「外から」のベクトルだけでなく、「下から」のベクトルに沿って起こったことに留意しなければならない²⁰。記憶の形成・変化は、「外から」のみによってもたらされたわけではなく、もし「当該社会の内部に同じ意識を持つ勢力が多数存在しなければ、外部の触媒は聞く耳を持たない人々によって無視され、社会に反響をもたらしことなく消え去った」²¹はずである。

冷戦開始時をやや詳述するならば、アメリカの対日占領政策の転換、とりわけ政策文書「アメリカの対日政策に関する勧告についての国家安全保障会議の報告」(NSC13/2、1947年10月7日承認)により、民主化を重視した従来に対日政策が大きく転換され、東側陣営との対決のために日本の経済的復興を最優先の課題として位置づけた結果、労働争議の抑制・財政の均衡化・公職追放政策の打ち切り・A級戦犯裁判とBC級戦犯裁判の早期終結などを求めた。結果、同年12月には、岸信介ら19人のA級戦犯容疑者が釈放されることとなった²²。この一連の政策転換のなかで、A級戦犯裁判とBC級戦犯裁判の早期終結とA級戦犯容疑者の釈放によって、1952年にサンフランシスコ講和条約の発効後、公職追放が解除となり、以後、戦時指導者が戦後日本政治の舞台へと復帰し、戦後日本政治の実権も握るようになったのである。

その最たる例として、しばしば言及されるのが岸信介である。荒井信一によれば、岸が「講和条約発効後すぐに政界に復帰、57年から3期にわたって首相となり、釈放後10年たたないうちに保守政界のトップに返り咲いた」²³ことは、「日本の保守的指導層のあい

だに免罪意識や時には被害者意識さえ与え、「東京裁判史観」を罵倒するようなムードを醸成し、戦争責任や戦争犯罪を論じる者をむしろ加害者視するまでに至らせた」²⁴。すなわち、岸をはじめとする戦時指導者の政界復帰とその後における「活躍」は、戦後日本政治だけでなく、日本における戦争責任観にたいしても重大な影響を与えた。冷戦開始による対日占領政策の転換は、岸ら戦時指導者の政界復帰を可能としたばかりではなく、戦後初期とその後における「戦争・植民地支配の記憶」を方向づけた重要な分岐点であった。

しかしながら戦時指導者の復帰は、政策文書「アメリカの対日政策に関する勧告についての国家安全保障会議の報告」のみによって実現されたわけではない。多くの選挙民の投票による支持という過程を経なければ、戦時指導者は政界へ復帰することはなかったからである。対日占領政策の転換という「外から」のベクトルだけではなく、選挙民の支持という「下から」のベクトルとの相互作用によって、はじめて戦時指導者は戦後も政治の舞台で「活躍」することとなった。

冷戦の終結時においても同様に、「下から」の作用が不可欠な要因となった。前述したように、日本の「戦争・植民地支配の記憶」から忘却されていた加害意識は、「外から」の影響によって冷戦構造のもとで凍結されていた記憶が溶け出すかのように²⁵、アジアの被害者の声が日本へ届くようになった。しかしながら、被害者意識だけでなく加害者意識を自覚化するに至ったのも、この「外から」の作用だけでなく、アジアの被害者からの声を受けとめようとする土壌が形成されていたからであり、言い換えれば「下から」の作用があったからこそである。

以上のように、冷戦という大きな「外から」の作用が「下から」のベクトルと相互に作用することで、「戦争・植民地支配の記憶」は形成・変容してきた。たしかに先行研究においても、石田雄が「90年代の変化を単に外からの圧力の増大のみによると考えるのは一面的すぎる」²⁶と主張するように、「外から」の作用だけでなく「国内」の作用にも関心が払われる。たとえば石田らは、加害者としての意識が芽生えた契機として、ベトナム反戦運動の過程や体験などをあげる²⁷。ベトナムの人びとへの直接的な加害者ではないが、間接的には加害者でありうるのではないかという視点の萌芽が、アジア・太平洋戦争や植民地支配における自己の位置づけを捉えなおす契機となった。またベトナム反戦運動だけでなく、公害反対運動が脱冷戦期に加害意識が高揚する国内的条件を準備したとも説明される²⁸。

しかしながら、そういった指摘は「下から」の、すなわち草の根の動向を詳述するというよりも「国内」全体の動向をマクロ的な視点から論じる傾向にある。また、ベトナム反戦市民運動という「下から」の動きであっても「ベ平連（ベトナムに平和を！市民連合）」の指導者である小田実が焦点があてられ、小田の叙述や発言から小田の意識における被害意識から加害意識への変化が指摘されるように²⁹、多くの研究ではエリート市民が分析の中心となり、彼らと比較すれば運動の実態や考えが活字として残りにくい「草の根市民」は言及されがたく、「下から」の作用を詳細に分析した研究は乏しいのが現状といえよう。もっとも、地域で芽生えた草の根的な運動は活動家自身の手によって記されるが、そういった論稿は運動を客観的な観点から分析対象とするよりも、みずからの取り組みを紹介することに主眼とする³⁰。

冷戦開始時における戦時指導者の政界復帰現象を、ふたたび彼らを支持する選挙民の意

識を詳細に分析した研究は、管見の限り見当たらない。岸の政界への復帰がもたらした戦争責任観の影響が指摘されながらも、それを可能にした選挙民には光が当てられてこなかった。たとえば岸信介個人の伝記的作品など、戦争責任を論じた研究以外に目を転じてみても、政界復帰には紙幅が割かれていない。原彬久も岸の政界復帰と民衆意識を分析することの重要性を指摘しながらも、「巣鴨を出てきた戦犯容疑者岸信介が、むしろ一部から歓迎さえされて政界復帰を果たしえたことは、こうした日本独特の政治風土からすれば、これまた驚くにあたらないのである」³¹との一言にとどめる。たしかに原がいうように、岸の政界復帰は驚くべきことではなく、「日本の政治風土」によって説明され得る出来事なのかもしれない。だが岸らの政界復帰は、単なる一人物が地域で支持され、政治を託されるという問題にはとどまらず、占領統治が終結し、日本が戦後を歩んでいこうとする重要な時期に、日本人の戦争の記憶の形成過程を探るという新たな切り口となるのではなかろうか。

(2) 事例一岸信介の政界復帰・長生炭鉱水没事故

冷戦開始時を分析する事例に、先に言及した戦時指導者の政界復帰を取り上げ、岸信介に光を当てる。岸の経歴は改めて詳述するまでもないだろう。岸は商工大臣や東条内閣のもとで軍需次官・国務大臣を歴任し、敗戦後はA級戦犯容疑者として巣鴨拘置所で幽囚の日々を過ごしながらも、公職追放が解除後2回目の選挙となった1953年4月の衆議院総選挙で政界への復帰を果たし、1957年には内閣総理大臣に就任した。岸の郷里であり選挙区でもあった山口県で、敗戦直後から政界復帰(1953年)のあいだに発刊されていたメディアを素材とし、そこに現れた戦時指導者や戦争犯罪人に関する記述を追いながら、岸がどう記憶され、政界へと復帰することになるかを探る。

メディアからは岸が「戦時指導者」として記憶されていた様子がうかがえる。だが、そこにネガティブな意味合いは読み取れず、むしろ戦後の日本政治を託すうえで、ポジティブに岸が戦時指導者であったことを思い出し、「元商工大臣」という経歴が用いられていく様子がうかがえる。また政界復帰後から安保闘争までを対象とし、安保闘争を契機とし「戦犯岸」の記憶が、いつ・どのような意味で用いられるかに着目する。現段階における筆者の見解では、「戦犯」であったことがネガティブな意味合いをもって記憶から呼び戻されるのは、1960年代に入ってから、すなわち安保闘争以降である。だが、それは「戦時指導者」である岸が戦後においても総理大臣という日本政治の指導者を担っている事実をたいして危機感を覚えるというものではなく、安保採決に強行的な姿勢をみせる岸を批判するラベルとして「戦犯岸」は記憶から呼び戻されたといえる³²。すなわちこの作業は、草の根の戦争責任観(戦時指導者をどうみていたか)という切り口から、戦争の記憶を論じることにつながるであろう。

冷戦終結時に顕著となるアジアの被害者の声に応答しようとする草の根の事例としては、山口県宇部市で生じた「長生炭鉱」の水没事故を扱う。長生炭鉱は、アジア・太平洋戦争期に海底炭鉱として宇部市で操業されていたが、1942年に水没事故が起きたため閉山となった。183名が犠牲となり、そのうち朝鮮半島出身者が130数名と多数を占めた。同事故をめぐる記憶を事例とする理由は、事故のための追悼碑建立の動きが1980年代と1990年代の初頭に二度生じる点にある。1980年代は「礎」論(犠牲者は今日の自由で豊

かな生活の礎となったという追悼の論理³³）、1990年代は加害意識（朝鮮半島出身者の犠牲を重視し、アジアへの加害の歴史として捉える）である。つまり、事故のどの部分に比重を置き記憶しようとするかが大きく異なるのである。藤原帰一は「記憶から導かれた教訓や物語は、地域や時代によって異なる意味を持ち、同じ事件に関する物語でさえ、違う方向を向くことがある」³⁴と述べるが、当事例はまさにそのような状況进行分析するのに適材であろう。1980年代の長生炭鉱水没事故の記憶のされ方と1990年代のそれとの相違を描写するとともに、建立関係者へのインタビューから建立の背景や動機を探る。とりわけ、1990年代の建立の動き（市民グループ「長生炭鉱の“水非常”を歴史に刻む会」）と運動への動機を詳細に分析することで、戦後日本において長年忘却されがちであったアジアへの加害の記憶が、1990年代に呼び起こされるに至った背景——アジアの声を受けとめる土壌——を論じる。

4 おわりに一草の根における「歴史和解」の実践

以上、戦後日本の「戦争・植民地支配の記憶」を分析するために、冷戦という「外から」の作用だけでなく「下から」＝「草の根」の作用に光を当てる視点を提起した。

さらには、記憶の「現在の立場から過去を再構成し、そのことによって未来にむけた行為を意味づける作用」³⁵という性質に鑑みるならば、いかにして過去を再構成したかを分析するだけでなく、未来を志向する草の根の取り組みの現状も考察する必要がある。とりわけ1990年代以降には、追悼碑の建立やアジア諸国の被害者との交流など草の根レベルで「戦争・植民地支配の記憶」をめぐる取り組みが行われてきた。笠原十九司は、日本帝国主義の侵略と植民地支配の「負の過去の克服」ために努力してきたことは、たとえそれが国民全体の中ではまだ一部の運動であったとしても、ドイツにもなかったし、ベトナム戦争後のアメリカにもなかったことであると高く評価し、このような草の根の「過去の克服」運動こそが、アジア諸国民との和解への道であると、未来への大きな期待をかける³⁶。笠原は草の根の「過去の克服」運動が、政府ならびに大多数の国民の運動にまでなったとき、日本人はアジア太平洋地域の侵略戦争被害国民との和解を手にする条件を自ら作りあげたことになる」と述べ、草の根の「戦争・植民地支配の記憶」をめぐる取り組みこそが、歴史和解へ向けた一歩となることを強調する³⁷。

とすれば、冷戦の開始と終結という強大な「外から」のベクトルにたいする受け皿をその時点にさかのぼって分析する作業に加えて、草の根における未来へ向けた取り組みを客観的な分析も「戦争・植民地支配の記憶」の論点としてすべきではないか。

註

- 1 エヤル・ベン - アリ「戦争体験の社会的記憶と語り」関沢まゆみ編『戦争記憶論—忘却、変容そして継承』昭和堂、2010年、3-5頁。
- 2 キャロル・グラック（梅崎透訳）「記憶の作用—世界の中の「慰安婦」」『岩波講座 近代日本の文化史8』岩波書店、2002年、193頁。
- 3 石田雄『記憶と忘却の政治学—同化政策・戦争責任・集合的記憶』明石書店、2000年、12頁。
- 4 谷川稔『『記憶の場』の彼方に—日本語版序文にかえて』ピエール・ノラ編（谷川稔監訳）『記憶の場1 対立—フランス国民意識の文化=社会史』岩波書店、2002年、7-8頁。
- 5 小森陽一・高橋哲也編『ナショナル・ヒストリーを超えて』東京大学出版会、1998年、ii頁。
- 6 加藤典洋『敗戦後論』講談社、1997年（「敗戦後論」の初出は『群像』1995年1月号）加藤にたいする高橋の批判は、高橋哲哉「汚辱の記憶をめぐって」『群像』第50号、1995年3月、176-182頁。高橋の批判にたいする加藤の反論は、西谷修・加藤典洋「世界戦争のトラウマと「日本人」」『世界』611号、1995年8月、42-64頁。
- 7 もっとも、「つくる会」と同質ではないとしても、「つながって」いると述べる論者もいる（岩崎稔「歴史主体」論争とその後」高橋哲哉編『＜歴史認識＞論争』作品社、2002年、68頁）。だが伊東祐吏は、当人同士（加藤と「つくる会」）はお互いを同じ見解をもつ者としては認めてはいないと分析する（伊東祐吏『戦後論—日本人に戦争をした「当事者意識」はあるのか』平凡社、2010年、103頁）。
- 8 同上、伊東『戦後論』。三章から構成される同書の一章と二章で「敗戦後論」が考察されている。また同書巻末で「敗戦後論」をめぐると関連書誌一覧がまとめられている（286-294頁）。
- 9 前掲、石田『記憶と忘却の政治学』12頁。
- 10 同上、13頁。
- 11 同上、17頁。
- 12 高橋武智「今考える戦争責任」アジアに対する日本の戦争責任を問う民衆法廷準備会編『戦争責任—過去から未来へ』緑風出版、1998年、57頁。
- 13 その理由は「日本国民の多くは、第二次世界大戦における敗戦を、中国をはじめとする日侵略諸民族に対する敗北としてではなく、強大な軍事力を持つ米国に対する敗北として意識したため」であろう。したがって戦争責任論からは、植民地支配責任という視点が欠落しがちであった（徐京植『植民地主義の暴力—「ことばの檻」から』高文研、2010年、65-66頁）。
- 14 たとえば「神戸電鉄敷設工事朝鮮人犠牲者を調査し追悼する会」は、神戸電鉄の敷設工事の過酷な労働状況のもとで命を失った朝鮮人労働者の実態を調査するために、1993年に結成された（ホームページ <http://www.ksyc.jp/kd/>、2010年7月最終アクセス）。「群馬県朝鮮人・韓国人強制連行犠牲者追悼碑を守る会」は、国鉄吾妻線工事・小串鉦山・吾妻硫黄鉦山など群馬県内で犠牲となった朝鮮半島出身者を追悼することを目的に、1995年に「戦後50年を問う群馬の市民行動委員会」として結成（ホームページ <http://www5.wind.ne.jp/tuito/>、2010年7月最終アクセス）。また、「三重県木本で虐殺された朝鮮人労働者の追悼碑を建立する会」は、1926年に三重県木本（現熊野市）の住民に集団で襲われ虐殺された朝鮮半島出身者（三重県のトンネル建設工事に従事）の追悼碑を建立することを目的に、1988年に結成されている（ホームページ <http://www5a.biglobe.ne.jp/~kinomoto/>、2010年7月最終アクセス）。本稿で触れる「長生炭鉦の“水非常”を歴史に刻む会」も1991年に結成された（<http://chouseikizamukai.hp.infoseek.co.jp/index.html>、2010年7月最終アクセス）。

15 テッサ・モーリス＝スズキおよび鶴飼哲の発言「座談会 <歴史認識>論争、何が問題なのか? 石田雄+テッサ・モーリス＝スズキ+鶴飼哲+高橋哲哉」前掲、高橋『<歴史認識>論争』、24頁。

16 吉田裕「戦後「日本人」の歴史認識／戦争観の変遷」前掲、高橋『<歴史認識>論争』、34頁；石田雄は、1990年代において戦争責任論は質的に変化したと述べ、冷戦終結という国際政治的变化がアジア諸国におよぼした影響を指摘する（前掲、石田『記憶と忘却の政治学』197頁）；また小熊英二は「アジア諸国において、特に韓国や台湾において、日本の戦争責任問題に対する追及が表面化してきたのは冷戦後」と述べている（藤原帰一・小熊英二・阿部浩己「巻頭座談会 戦争と記憶—日本社会の現在」『神奈川大学評論 特集戦争と記憶』神奈川大学、第36号、2000年7月、8頁）。

17 同上、吉田「戦後「日本人」の歴史認識／戦争観の変遷」35頁。

18 同上。ほかにも戦後日本において、とりわけ一般民衆のなかでみずからを被害者として捉える意識が長期にわたって顕著であったことは多くの論者が指摘するところで、共通理解となっているといつてよい。たとえばロバート・マクマンは、日米の戦争の記憶（とくにパールハーバーの記憶）を論じながら、日本のエリートや一般市民は、戦後初期の時期には、加害者としてではなく、むしろ被害者として自己を位置づけ、それは日本全体に広がりを見せていたと主張する（Robert J. MCMAHON “The Pearl Harbor Attack and the Origins of the Pacific War: Contested Memories in the United States and Japan” NASSS: Nagoya American Studies Summer Seminar 2010年7月24日での報告、上述箇所は報告原稿集の6頁より引用、未刊行）。

19 高橋哲哉「今日の<歴史認識>論争をめぐる状況と論点」前掲、高橋『<歴史認識>論争』、39頁。

20 前掲、グラック「記憶の作用」209頁。グラックは記憶の「変化」のみに言及するが、形成時においても「外から」のベクトルだけでなく、「下から」のベクトルに着目する意味は損なわれないであろう。

21 同上、209–210頁。

22 吉田裕『戦後改革と逆コース』吉川弘文館、2004年、65–66頁。

23 荒井信一『戦争責任論 現代史からの問い』岩波書店、1995年、168–169頁。

24 同上。

25 高橋哲哉「今日の<歴史認識>論争をめぐる状況と論点」前掲、高橋『<歴史認識>論争』、39頁。

26 前掲、石田『記憶と忘却の歴史学』198頁。

27 同上、石田181–184頁および前掲「座談会 <歴史認識>論争、何が問題なのか? 」前掲、高橋『<歴史認識>論争』、9頁；吉田裕「戦後「日本人」の歴史認識／戦争観の変遷」同前、高橋『<歴史認識>論争』、37頁。

28 同上、石田184–185頁。

29 同上、181–182頁。

30 たとえば金英丸は、韓国の市民団体と連携した運動を記している（「土佐の『草の根』から世界へ、平和の花咲く民衆の風を！—平和と教育、環境を考える草の根たちのひろば「平和資料館・草の家」『月刊社会教育』2004年5月、48号、45–51頁）。

31 原彬久『岸信介 権勢の政治家』岩波新書、1995年、153頁。

32 拙稿「戦後日本における戦時指導者・戦争犯罪人観—山口県発刊のメディアに見る岸信介観を通して」（上・下）『比較社会文化研究』（九州大学大学院比較社会文化学府紀要）第27号および第28号、2010年2月、9月。

33 一ノ瀬俊也「戦後地域社会における戦死者「追悼」の論理」『季刊 戦争責任研究』第37号、2002年秋季号、2頁。

34 前掲、藤原『戦争を記憶する』55–56頁。

³⁵ 前掲、石田『記憶と忘却の政治学』12頁。

³⁶ 笠原十九司『アジアの中の日本軍—戦争責任と歴史学・歴史教育』大月書店、1994年、229頁。

³⁷ 同上、229—230頁。

〔付記〕

編集日程が延長されたため、その間に発刊された出版物や報告なども補足しながら本稿を執筆した。

[A Preliminary Consideration on "Memories of War/ Colonial Rule"

: Grass-roots Analysis at the Beginning and the End of the Cold War in Japan]

[YAMATO Yumiko・九州大学大学院 比較社会文化学府博士後期課程 国際社会文化専攻・国際関係論、日本現代史]

.....

地域健康文化学研究所組織・住所・連絡先

※これらの情報はセキュリティの関係上、HPには一部しか公開していませんが、必要な場合もありますので、当誌上には掲載いたします。

地域健康文化学研究所事務局：811-1362 福岡市南区長住7-7-3 荒木正見方

組織：

研究所長 荒木正見

研究所副所長 壬生正博

研究所委員 徳永光展 藤原まみ 駄田井直子 荒木雪葉

研究所 HP：<http://chiikikb.kan-be.com/>

研究所 Email：chiiki-kb@mail.goo.ne.jp

入会を希望される方は、上記HPを参考にされるか、Emailにお問い合わせください。

著作権規定：

※本誌に掲載された個々の著作物の著作権並びに出版権は当学会・研究所に委譲されたものとする。ただし著作権の行使を当該著者が自らこれを行うことは妨げない。